第三十四条の六十三の二第一項及び第二項	銀行法第五十二条の六十第一項の原簿
第三十四条の六十三の二第三項第一号	銀行法第五十二条の六十第一項に規定する主務省令で定める営業所
［略］	
第三十四条の七十五第一項	銀行法第五十二条の七十三第八項に規定する説明をするに当たり銀行業務等関連紛争の当事者である加入銀行業関係業者の顧客から書面の交付を求められたときの顧客説明
［略］	
第三十五条（第一項第五号、第五号の二、第六号の四、第九号、第十三号、第十四号、第二十一号から第二十四号まで、第二十九号及び第三十七号、第二項、第三項、第五項、第六項、第七項第二号、第四号及び第五号、第八項第四号及び第五号並びに第九項第四号を除く。）	銀行法第五十三条第一項第八号に規定する主務省令で定める場合及び銀行法第五十三条第四項に規定する主務省令で定める場合並びに銀行法第五十三条の規定に基づく届出
［略］	
第三十七条（第三項から第五項まで及び第八項から第十項までを除く。）	銀行法の規定による申請書、業務報告書その他の書面の提出に係る経由官庁
［略］	

2　前項の場合において、銀行法施行規則の規定（第一条の三第一項第五号、第二項及び第三項、第五条、第十四条の十一の三十第二項第二号、第十七条の五第一項及び第二項、第十七条の七第一項及び第二項、第十九条の五、第三十四条の五十三の十七第二項第二号並びに第三十七条第一項及び第六項を除く。）中「金融庁長官」とあるのは「農林水産大臣及び金融庁長官」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える銀行法施行規則の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
［略］		
第三十四条の三十七第四号	チ　法、長期信用銀行法、信用金庫法、労働金庫法、中小企業等協同組合法、協同組合による金融事業に関する法律、農業協同組合法、水産業協同組合法、農林中央金庫法、貸金業法、出資	チ　法、銀行法、長期信用銀行法、信用金庫法、労働金庫法、中小企業等協同組合法、協同組合による金融事業に関する法律、農業協同組合法、水産業協同組合法、農林中央金庫法、貸金業法、

第三十四条の六十四第一項及び第二項	銀行法第五十二条の六十第一項の原簿
第三十四条の六十四第三項第一号	銀行法第五十二条の六十第一項に規定する主務省令で定める営業所
［同上］	
第三十四条の七十五第一項	銀行法第五十二条の七十三第八項に規定する説明をするに当たり銀行業務関連紛争の当事者である加入銀行の顧客から書面の交付を求められたときの顧客説明
［同上］	
第三十五条（第一項第五号、第五号の二、第九号、第十三号、第十四号、第二十一号から第二十四号まで、第二十九号及び第三十七号、第二項、第三項、第五項、第六項、第二号、第四号及び第五号、第七項第四号並びに第八項第四号を除く。）	銀行法第五十三条第一項第八号に規定する主務省令で定める場合及び銀行法第五十三条第四項に規定する主務省令で定める場合並びに銀行法第五十三条の規定に基づく届出
［同上］	
第三十七条（第三項から第五項まで、第八項及び第九項を除く。）	銀行法の規定による申請書、業務報告書その他の書面の提出に係る経由官庁
［同上］	

2　［同上］

読み替える銀行法施行規則の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
［同上］		
第三十四条の三十七第四号	チ　法、長期信用銀行法、信用金庫法、労働金庫法、中小企業等協同組合法、協同組合による金融事業に関する法律、農業協同組合法、水産業協同組合法、農林中央金庫法、貸金業法、出資	チ　法、銀行法、長期信用銀行法、信用金庫法、労働金庫法、中小企業等協同組合法、協同組合による金融事業に関する法律、農業協同組合法、水産業協同組合法、農林中央金庫法、貸金業法、